

釜石労働基準監督署からのお知らせ

令和7年
9月

1 釜石支部主要企業訪問

取材協力：公益財団法人岩手労働基準協会釜石支部

8月5日に株式会社三陸技研様を訪問しました。

株式会社三陸技研

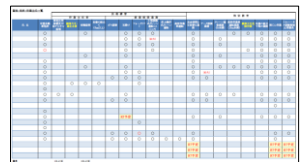
【安全衛生活動】

工場長、職長、営業・購買担当で毎週安全衛生会議を開催し、工場内外のパトロールの実施等、全社的に作業の安全管理をしています。



【資格者の管理】

有機溶剤、クレーン作業等資格が必要な作業が多数あるため、従業員の資格取得は必須です。資格者一覧表を作成し、年間を通じて計画的に資格を取得させています。



【保護具の着用】

有機溶剤を用いた作業は、作業主任者の指揮の下で行っており、防毒マスク、全体換気装置を稼働させて作業を行っています。



【危険物の掲示】

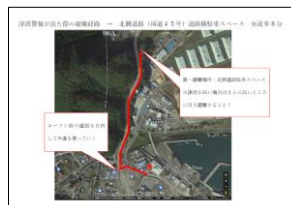
工場内の掲示板には、作業主任者、有機溶剤の注意事項等の掲示をしています。作業に用いている有機溶剤のSDSの印刷物も掲示し、従業員はいつでも確認できます。



【緊急避難経路】

津波警報時の緊急避難経路を掲示しており、警報発令時に円滑な避難ができました。

長時間の避難も考慮し、今後の避難経路の改善等を検討しています。



【4S活動の掲示】

整理整頓は安全管理の基本です。外国人技能実習生にも理解できるよう、掲示物にはベトナム語も並記しています。



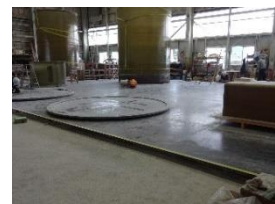
【熱中症対策】

休憩室にはウォーターサーバーを設置し、従業員がいつでも水分補給ができるようにしています。昨年度休憩室にエアコンを設置しました。設置に時間がかかるため、暑くなる前の準備が大切です。



【転倒災害防止】

コンクリートの上に鉄板を敷き作業台としていますが、鉄板との間に段差があります。鉄板の端にカラーテープを貼り注意喚起をしています。



2 労働災害発生状況

令和7年7月末現在（前年同期と比較して2件（4.4%）の増加）

休業4日以上労働災害 47件（前年同期45件）

死亡災害 0件（同1件）

【7月届出の災害事例】

惣菜の運搬作業中に、仮置きしていた足下の廃油缶につまづき転倒し、こぼれた廃油で火傷したもの。仮置きをすることなく、所定の位置への片付けを徹底しましょう。作業時には足下の整理整頓を行ってください。

3 全国労働衛生週間（10月1日から7日まで）

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

全国労働衛生週間は、働く人の健康の確保・増進を図り、快適に働くことができる職場づくりに取り組む週間です。昭和25年に第1回が実施されて以来、本年で第76回を迎えます。毎年9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間としこの機会に自主的な労働衛生管理活動の大切さを見直し、積極的に健康づくりに取り組んでみましょう。

今年度のスローガンは、働く上で基本となるこころの健康の確保について、ワーク・ライフ・バランスを確保するとともに、今一度ストレスチェックをはじめとした職場におけるメンタルヘルス対策を点検し、健康に働くことができる職場づくりを目指していくことを表しています。

準備月間の重点実施事項

- ① 過重労働による健康障害防止対策、
- ② 労働者のメンタルヘルス対策
- ③ 高年齢労働者に対する健康づくりの推進、
- ④ 化学物質による健康障害防止対策、
- ⑤ 石綿による健康障害防止対策、
- ⑥ 治療と仕事の両立支援対策 など

事業者の皆さまへ

第76回 全国労働衛生週間

2025（令和7）年10月1日～7日【準備期間：9月1日～30日】

全国労働衛生週間スローガン
ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！
「全国労働衛生週間」は、労働者の健康増進や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を通じて労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の観点から行いましょう

- 過重労働による健康障害防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場の労働時間管理対策の推進
- 職場における転倒・踏破災害の予防対策
- デレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 化学物質による健康障害防止対策
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 石綿による健康障害防止対策
- 女性の健康課題への取組
- 職場の労働環境改善対策
- 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業主または関係行政機関による職場訪問
- 労働衛生週間の推進およびスローガンなどの周知
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、職業病などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会、研究会などの開催、作文・写真・標語などの募集
- その他労働衛生の推進を図るための行事などの実施

主催 厚生労働省、中央労働災害防止協会
協賛 建設業労働災害防止協会、陸上自衛隊労働災害防止協会、海軍労働災害防止協会、防衛省労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

4 労働安全衛生法が改正されました。

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

【公布後3年以内に政令で定める日から施行】

